和歌山県PRキャラクター きいちゃんの

体験レポート

わかやま オススメ

高野山町石道トレッキング

身近に楽しめる体験などから
わかやまの自然や歴史文化を知ろう！

高野参詣道には、参詣者の出発地点に応じて「高野七口」と呼ばれる複数の道があり、中でも高野山町石道は2004年に世界遺産にも登録された歴史ある主要参詣道です。根本大塔を起点に一町（約109m）ごとに慈尊院まで180基、弘法大師御廟まで36基の仏尊を表す梵字が刻まれた卒塔婆型町石が建てられています。これらは両界曼荼羅の世界を象徴していることから、祈りの道・信仰の道として今なお多くの参詣者に利用されています。

また、高野山麓や道沿いには、弘法大師空海に由来する史跡や名刹も多く、歴史と眺望を楽しめるトレッキングコースとしても人気です。

高野山町石道ルート　慈尊院 ⟷ 奥之院御廟

高野山麓周辺の世界遺産も巡ろう!

慈尊院
弘法大師空海が、高野山開創に際し、高野山参詣の要所にあたるこの地に表玄関として創建しました。子授け、安産祈願など女性にご利益のある寺院として有名です。

丹生官省符神社
弘法大師空海が慈尊院創建の際、丹生都比売明神と狩場明神をお祀りしたのがその歴史のはじまりであると伝えられている世界遺産登録の神社です。

丹生都比売神社
1700年前の創建で「丹生都比売大神」を祀る全国の総本社。弘法大師空海はこの神社の社地の一部を授かり高野山を開山。大神は壇上伽藍の御社にも祀られています。

きいちゃんインタビュー

高野山町石道語り部の会 森下稔さんにお聞きしました。

町石道は歩きやすく道も整備されているので、老若男女問わず親しまれている参詣道です。町石は当初の木製卒塔婆に代わり、1266年頃から20年の歳月を費やし現在の石造になりました。古くから高野巡礼の人々は町石ひとつひとつに合掌して聖地へ歩みを進めたと伝えられています。

歴史に想いを馳せながら四季折々の草花に触れ、自然と一体になれる信仰の道を楽しまれてはいかがでしょうか。

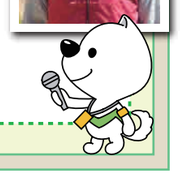

お問い合わせは
高野山町石道語り部の会
（九度山町産業振興課内）☎0736-54-2019

広告

11月1日は計量記念日、11月は計量強調月間です

電気・水道・ガスの使用量、食料品の内容量、ガソリンの給油量など、私たちの生活にはさまざまな計量が行われています。県では適正な計量器が使用されているか検査を行っていますので、ご協力をお願いします。

問：県庁商工観光労働総務課

指名手配被疑者の検挙にご協力を！

警察では、11月を「指名手配被疑者の捜査強化月間」として、早期検挙に取り組んでいます。
指名手配被疑者によく似た人を見かけたといった情報など、どんな些細なことでも結構ですので、警察に通報してください。

問：県警察本部刑事企画課
☎073-423-0110、各警察署

11月22日はふるさと誕生日！

「ふるさと誕生日」である11月22日に、県民の皆さんに、ふるさとに対する理解や関心を深めていただくことを願い、県立近代美術館、博物館、紀伊風土記の丘、自然博物館の4施設を無料開放します。
ぜひご来館ください。

問：県庁県民生活課

最低賃金の改定

10月1日から和歌山県最低賃金が時間額830円に改定されています。

問：和歌山労働局 ☎073-488-1152
または最寄りの労働基準監督署

11月10～16日はアルコール関連問題啓発週間です

アルコール関連の問題は、とても多岐にわたります。暴力・DV・虐待などの「問題」もアルコールと関係していることを知ってください。

【相談窓口】
こころの電話
平日9:30～12:00、13:00～16:00
☎073-435-5192

問：県精神保健福祉センター
☎073-435-5194

「病気の治療と仕事の両立」の相談

病気の治療を続けながら仕事を続けたい方、両立支援に取り組む事業者の方からの相談に応じます。
必要な時は、医療機関や事業所へ社会保険労務士や保健師などが無料で出向きます。
お気軽にお問い合わせください。

問：和歌山産業保健総合支援センター
☎073-421-8990

和歌山城ブルーライトアップ

11月14日の「世界糖尿病デー」に和歌山城のライトアップを行います。

時：11月14日（木）17:00～

問：世界糖尿病デー記念イベントin Wakayama実行委員会
☎073-445-9436

狩猟者の皆さんへ

本県の狩猟期間は11月15日から令和2年2月15日（イノシシとニホンジカは11月1日から3月15日まで）です。狩猟には免許と登録手続きが必要です。また、狩猟犬も狂犬病予防法による登録と予防注射が必要です。ルールとマナーを守り、安全な狩猟に努めてください。

問：県庁農業環境・鳥獣害対策室

児童扶養手当が年6回払いになります

令和元年11月から児童扶養手当の支払回数を4カ月分ずつ年3回から、2カ月分ずつ年6回に見直します。
※奇数月に支払。令和元年11月は、8月分から10月分までを支払。
詳しくお問い合わせください。

問：市町村、県庁子ども未来課

広告

「県民の友」は視覚に障害のある方のために、点字版と音声版（デイジー図書）も作成しています。　ご希望の場合は、　県庁広報課☎073-441-2032までご連絡ください。また、音声版はWEBサイトでもお聞きいただけます。